

社会福祉法人修光学園

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人修光学園（以下「当法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員ならびに評議員選任・解任委員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 当法人に常勤役員は置かない
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬
 - (4) 評議員選任・解任委員 報酬
 - (5) 役員等には、賞与・期末勤勉手当を支給しない。
 - (6) 役員等の退職にあたっては、退職金を支給しない。
- 2 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。
- 3 法人の職員を兼務する役員等は、第3条第1項以外は職員就業規則等を適用する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の全理事の役員報酬総額は、年間250万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の役員報酬総額は、年間12万円以内とする。
- 4 個々の役員等に対する報酬については、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 当法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 3 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(支給の方法)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬及び旅費は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び費用は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は2021年6月24日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円 ただし、半日の場合は 5,000円とする

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
評議員選任・解任委員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円 ただし、半日の場合は 5,000円とする

(3) 評議員

	日 額
評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円 ただし、半日の場合は 5,000円とする

(4) 評議員選任・解任委員

委員のうち、外部委員に対して以下の報酬を支給する。

	日 額
評議員選任・解任委員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円 ただし、半日の場合は 5,000円とする

別表2（職員給与との併給）

（1）常勤雇用の職員

	月 額
理事長	80,000円
常務理事	60,000円
理事	20,000円

（2）非常勤雇用の職員

	日 額
理事長	8,000円
常務理事	6,000円
理事	2,000円